

豊岡市職員 人事・給与

人事行政の公正性と透明性を高めるため、市の職員数や給与の状況(記載のない基準日は、平成29年4月1日)を公表します。詳細は市ホームページをご覧ください。《問合せ》職員課 ☎23-1326

1 職員の任免および職員数

◆採用者数と退職者数

区分	平成28年度		平成29年度
	4月1日	途中	4月1日
採用者	41人	2人	36人
退職者	35人		—

◆部門別職員数

(各年4月1日現在)

部門	平成28年度	平成29年度
一般行政	510人	507人
特別行政	274人	281人
公営企業等会計	92人	91人
合計	876人	879人

※市長、副市長、教育長、退職派遣職員は除く。

2 職員の給与等

◆給与費(普通会計決算)

(平成28年度)

職員数(A)		784人
給与費	給料	2,898,089千円
	職員手当	599,550千円
	期末・勤勉手当	1,120,241千円
	計(B)	4,617,880千円
1人当たり給与費 B/A		5,890千円

※給料には、市長などの給料、議員、各種委員会委員に支給される報酬等を含みません。

※職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

◆平均給料月額・平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職(事務・技術)	320,600円	43.8歳

◆ラスパイレース指数※

95.5(平成28年4月1日現在・一般行政職)

※国家公務員の給与水準を100としたときの本市職員の給与水準を示す指数です。

◆一般行政職の初任給(月額)

大学卒：184,800円 高校卒：150,500円

◆主な職員手当の状況

区分	主な内容
扶養手当	①配偶者 月額10,000円
	②満22歳以下の子 月額8,000円 ※満16歳～満22歳の子1人につき5,000円加算 ※職員に配偶者がいない場合は、その内1人は月額10,000円
	③上記以外の扶養親族 月額6,500円 ※職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合は、その内1人は月額9,000円
住居手当	自ら居住する住宅の家賃を支払う者 月額27,000円まで
通勤手当	通勤距離2km以上の者 ①交通機関の利用者 月額55,000円まで ②交通用具の利用者 月額2,000円～32,000円

3 職員の勤務時間その他勤務条件

◆基本的な勤務時間 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(休憩時間：正午～午後1時)

◆休暇 年次有給休暇、病気休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇、特別休暇(結婚休暇、妊娠中のつわり休暇、妊娠中または出産後の通院休暇、分べん休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇、忌引休暇、夏季休暇、その他)

4 職員の分限および懲戒処分

◆分限処分

(平成28年度)

種類	降任	免職	休職	降給
処分件数	0件	0件	6件	0件

※公務能率の維持などを目的とした不利益処分

◆懲戒処分

(平成28年度)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	1件	0件	0件	0件

※非違行為に対する職場の秩序を維持・回復などを目的とした不利益処分

5 職員の研修および勤務成績の評定

◆研修 受講者数延べ1,394人(平成28年度)

◆勤務成績の評定 適切な人事管理と職員の人材育成を目的に勤務評定を実施。勤務評定者を対象に研修を実施しています。

6 職員の福利厚生

(平成28年度)

区分	内容
健康管理	定期健康診断、成人病検診などの健康診断・検査。破傷風、B型肝炎の予防接種。メンタルヘルス研修・カウンセリング
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県市町職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

7 職員の競争試験および選考

(平成28年度)

職種	受験者数	採用者数
一般事務職Ⅰ	48人	9人
一般事務職Ⅱ	168人	10人
土木技術職	10人	4人
保健師	4人	2人
保育士・幼稚園教諭	34人	6人
技能職	12人	2人
消防職	10人	3人

8 退職管理の状況

退職後の新たな就職先等の届け出義務なし。

9 公平委員会の報告事項

(平成28年度)

勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立て共になし。

国民年金のお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。年末調整や確定申告の際には必ず、日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)を添付してください。

なお、国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。

社会保険料控除証明書が届く時期

- ▽1月～9月に納付した方
11月上旬
- ▽10月1日以降、今年初めて納付した方
翌年2月上旬

社会保険料控除証明書紛失などの照会先

- ▽ナビダイヤル
☎0570-0003-0004
- ▽050で始まる電話の方
☎03-6630-2525
- ▽豊岡年金事務所
☎22-0945

後納制度

過去5年以内に保険料未納期間のある方へ

納め忘れた保険料を納付することができる「後納制度」が、平成27年10月～30年9月の3年間に限り実施されています。従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年

以上必要でしたが、平成29年8月から、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

後納制度で不足している保険料を納めることで、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。また、後納制度で年金額を増やすこともできます(すでに老齢基礎年金を受給している方などは対象外)。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

注意事項

○過去3年度以前の後納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きます。

○後納が可能な期間のうち、最も古い分から納付することになります。

○一部免除された期間のうち、未納となっている期間も対象となります。

問合せ

- ▽ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-0003-0004
- ▽050で始まる電話の方
☎03-6630-2525
- ▽豊岡年金事務所
☎22-0945

追納制度

過去10年以内に保険料免除・猶予期間のある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る年金額を増やすために、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができる制度が「追納制度」です。追納制度の利用には、申し込みが必要です。

注意事項

○過去3年度以前の追納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きます。

○追納が可能な期間(過去10年以内)のうち、原則、最も古い分から納付することになります。

○すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

問合せ

- ▽豊岡年金事務所
☎22-0945

豊岡年金事務所からのお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。なお、代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と委任者の印鑑、代理者の身分証明を準備してください。

11月11日(土)

午前9時30分～午後4時

11月6・13・20・27日(月)

午前8時30分～午後7時

年金相談予約申込み・一般的な年金相談

・ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

・050で始まる電話の方
☎03-6700-1165

●年金個人情報提供サービス
日本年金機構ホームページ
アドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>

問合せ

- ▽豊岡年金事務所
☎22-0948
- ▽市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課